

(別添日程)

特定事業所集中減算の取扱いスケジュールについて

「居宅介護支援費の算定にかかる特定事業所集中減算の取扱いについて」に基づく、紹介率最高法人の紹介率が80%を超え、「正当な理由」として申し出られた場合の減算の適否の判断は下記の日程で行う予定ですので、御承知願います。

なお、「正当な理由」と認められるかどうか等の照会には応じられませんので御了承ください。

記

前 期	手 続 き
7月31日	・紹介率最高法人への紹介率が80%を超える見通しだが、「その他正当な理由」(⑤の理由の場合)がある場合の町への申し出期限
8月1日～8月20日	・上記申し出のあった事業所においてヒアリング等の実施 *日程については追って連絡します。
9月初旬	・ヒアリング等の結果、やむを得ないと判断するかどうかの通知
9月15日【必着】	・特定事業所集中減算に係る報告書類提出 *追加で資料を求める場合があります。

後 期	手 続 き
1月31日	・紹介率最高法人への紹介率が80%を超える見通しだが、「その他正当な理由」(⑤の理由の場合)がある場合の町への申し出期限
2月1日～2月20日	・上記申し出のあった事業所においてヒアリング等の実施 *日程については追って連絡します。
3月初旬	・ヒアリング等の結果、やむを得ないと判断するかどうかの通知
3月15日【必着】	・特定事業所集中減算に係る報告書類提出 *追加で資料を求める場合があります。